三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
西祖谷山村南山一一三の一・一一三の三・一一四の三・一二七の一・一三〇の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一　保安林の所在場所　徳島県美馬市穴吹町三島字三谷九〇二、九一六の一、九一六の三、九一八、九一九、九二〇の二、一〇四三、一〇五〇の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字三谷九〇二・九一六の一・九一六の三・九一八・九一九・九二〇の二・一〇四三・一〇五〇の一（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。)

令和八年七月八日
農林水産大臣　鈴木　憲和

**○農林水産省告示第九百四十三号**
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年七月八日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　徳島県三好郡東みよし町西庄字桑内一九二、一九四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字桑内一九二・一九四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**○農林水産省告示第九百四十五号**
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年七月八日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　徳島県三好市東祖谷久保八一五の一、八二三の一から八二三の四まで、八二四の一から八二四の四まで、八七四の一、八七五
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**○農林水産省告示第九百四十六号**
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年七月八日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　徳島県吉野川市山川町大内五九三、山川町楠根地一〇二八、一〇四五
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
山川町大内五九三・山川町楠根地一〇二八・一〇四五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び吉野川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**○農林水産省告示第九百四十七号**
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年七月八日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　徳島県三好市東祖谷菅生四五九の一、四六〇の一から四六〇の三まで、東祖谷久保九六九の一、九七四の二、九七六、九七八から九八〇まで、九八二、九八三
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**○国土交通省告示第八百二十一号**
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。
令和八年七月八日
国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
天満川
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
奈良県宇陀市榛原額井
六二七番二　一号から八号まで
六二七番一　九号から十三号まで
六一六番三　十四号から十七号まで
六一六番二　十八号
六一五番　十九号
六一七番　二十号
六一八番　二十一号から二十三号まで
六一九番一　二十四号
六一九番二　二十五号及び二十六号
六二〇番　二十七号から二十九号まで及び四十一号
六一四番　三十号から三十六号まで
一四三八番　三十七号から三十九号まで
一四三〇番　四十号
六二二番　四十二号
一四二七番　四十三号から四十六号まで
六二四番一　四十七号及び四十八号
六二五番一　四十九号及び五十号
六二六番二　五十一号から五十三号まで
六二六番三　五十四号
六二九番一　五十五号及び五十六号